

地中熱施工管理技術者 登録規程

特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

地中熱施工管理技術者 登録規程

2024年9月1日改定

第1章 総則

【趣旨】

第1条 本規程は、「地中熱施工管理技術者資格制度規程」（以下、「資格制度規程」という）の第3章に基づき、特定非営利活動法人地中熱利用促進協会（以下、「本協会」という）が実施する地中熱施工管理技術者の資格登録に関する基本的事項を定める。

【目的】

第2条 登録制度は、地中熱利用の設備工事にかかわる施工管理技術者の資格を定め、その登録を公平・公正かつ効果的・円滑に進めることにより、地中熱設備の品質を確保し、併せて、地中熱利用の技術水準の向上と地中熱利用に関わる技術者の地位向上を図ることを目的とする。また、この制度を実施し、地中熱施工管理技術者の活用を図ることにより、再生可能エネルギー熱利用技術・省エネルギー技術の普及と環境負荷の軽減に寄与するものである。

【登録】

第3条 一級地中熱施工管理技術者及び二級地中熱施工管理技術者と認定されるためには、資格制度規程第8条第1項の規定に従い、登録を申請して、本協会に備える各級地中熱施工管理技術者登録データベース（以下、登録DB）に記載されなければならない。

【登録要件】

第4条 地中熱施工管理技術者に登録する者は、下記に定める基準を満たさなければならない。

- 一 本協会が実施する地中熱施工管理技術者の資格試験に合格した者、または資格試験免除制度により資格試験合格者と同等の権利が認められた者であること
- 二 資格試験合格後4年以上を経過した者、または地中熱施工管理技術者登録の有効期間を経過した者にあつては、登録更新講座を受講し修了した者であること
- 三 不正な行為または資格者にふさわしくない行為がない者であること
- 四 地中熱施工管理技術者の登録が取消された者にあつては、登録を取り消された日から4年以上が経過した後に、再度受験資格を得て資格試験に合格し、登録申請手続きをした者であること

第2章 申請

【申請手続き】

第5条 新規に地中熱施工管理技術者の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項等を記載した地中熱施工管理技術者登録申請書（別添様式第1号）を本協会に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 現住所
- 三 資格試験の受験番号、または試験免除証書の番号
登録区分（一級・二級）、申請区分（新規・更新・延長）等
- 四 所属する会社などの名称、所在地及び電話番号
- 五 登録手数料振替払込受付証明書（電子データ含む）
- 六 写真または写真データ
- 七 その他必要な事項

2 申請に際しては、事前に登録に必要な手数料を支払わなければならない。

- 3 資格試験合格後4年以上を経過した後に新規に登録を申請する者、または地中熱施工管理技術者登録の有効期間を経過して更新をしていない者は、地中熱施工管理技術者登録申請書(別添様式第1号)の提出に加え、登録更新講座を受講しなければならない。
- 4 地中熱施工管理技術者登録申請(別添様式第1号)は、電子申請でも可とする。

第3章 実施・審査

【登録実施】

第6条 前条の規定により登録の申請があった場合、本協会は第4条の規定に従って審査を行い、基準を満たす者について遅滞なく登録DBに記載する。

- 2 登録申請者のうち、登録基準を満たさないなど登録を行わない者については、本協会は理由を付した上で当該申請者に通知しなければならない。この場合、支払われた登録手数料は、審査手数料、郵送料など必要経費を除いた額を申請者に返還する。

【審査】

第7条 本協会は、第4条の規定に従い、基準に満たないと思われる者並びに登録を取消すべきと判断される者については、登録の可否について事前に「地中熱施工管理技術者資格制度管理委員会」(以下、「委員会」という)において審査を行い、判断する。

【登録DBへの記載】

第8条 第3条に定める登録DBには、次の事項を記載する。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 現住所
- 三 資格試験の合格年月日及び受験番号、または試験免除証書の交付年月日及び番号
- 四 所属する会社などの名称、所在地及び電話番号
- 五 登録年月日及び登録番号
- 六 登録の有効期間

第4章 交付

【登録証及び携帯登録証の交付】

第9条 第6条第1項により登録を行った者に対し、本協会は次の事項を記載した登録証及び携帯登録証を交付する。

- 一 氏名及び生年月日
 - 二 資格試験の合格年月日、または試験免除証書の交付年月日(登録証のみ。携帯登録証には記載しない。)
 - 三 登録年月日及び登録番号
 - 四 登録の有効期限
 - 五 所属する会社などの名称
 - 六 写真(携帯登録証のみ)
- 2 登録証並びに携帯登録証を破損または紛失した場合には、遅滞なく登録証・携帯登録証再交付申請書(別添様式第2号)と写真または写真データ及び交付手数料を添えて、本協会に再交付の申請を行わなければならない。
 - 3 再交付で申請する登録証・携帯登録証再交付申請書(別添様式第2号)は電子申請でも可とする。

第5章 有効期間

【登録の有効期間】

第10条 資格試験合格後4年以内に登録を行う新規登録の有効期間は、試験合格の日から4年を経過した年度末(3月末日)までとする。

2 第1項に定める有効期間を過ぎてから行う新規登録または更新登録の有効期間は、第1項に定める年度末(3月末日)から4年を経過した年度末(3月末日)までとし、それ以後も同様に4年を経過した年度末までとする。

第6章 登録の更新・有効期間の延長

【登録の更新の申請】

第11条 登録の更新を受けようとする者は、原則として登録の有効期間満了の日までに、次に掲げる事項を記載した地中熱施工管理技術者登録申請書(別添様式第1号)を本協会に提出の上、登録更新講座を受講し、登録申請手続きを完了させなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 現住所
- 三 登録番号
- 四 所属する会社などの名称、所在地及び電話番号
- 五 登録手数料振替払込受付証明書
- 六 写真または写真データ
- 七 その他必要な事項

2 地中熱施工管理技術者登録申請書(別添様式第1号)は電子申請でも可とする。

【登録の更新の手順】

第12条 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間が満了する年度中に、本協会が実施する登録更新講座を受講し、修了しなければならない。登録更新講座の修了有効期間は、受講の翌年度末とする。

2 登録更新講座の修了は、同年度に実施される地中熱施工管理講座の修了をもって替えることができる。

第7章 雑則

【変更などの届出】

第13条 登録を受けた者は、第9条の登録証の内容および現住所に変更が生じた場合、速やかにその旨の変更届出書(別添様式第3号)と手数料を添えて、本協会に提出しなければならない。

2 第1項の規定により変更届出書の提出があった場合、本協会は変更箇所を訂正し、登録証及び携帯登録証を新たに交付する。

3 変更届出書(別添様式第3号)は電子届出でも可とする。

【登録の取消】

第14条 本協会は、次に掲げる事項に該当する場合には、当該登録を受けた者の登録を取り消すことができる。

- 一 第4条に定める基準を満たさないとき
- 二 第5条の登録申請書の重要事項に虚偽の記載があることが判明したとき
- 三 正当な理由がなく、第11条第1項の登録申請書または第13条の変更届出書の提出を怠ったとき

2 登録が取消された者は、遅滞なく登録証及び携帯登録証を本協会へ返納しなければならない。

【規程の制定・改廃】

第15条 本規程の制定及び改正又は廃止するときは、委員会での審議を経て、本協会の理事会の承認を受けなければならない。

附 則（平成27年1月16日）

- 1 本規程は、平成27年1月16日より施行する。

附 則（平成27年5月29日）

- 1 本規程は、平成27年5月29日より施行する。

附 則（平成28年1月26日）

- 1 本規程は、理事会で承認された日より施行する。
- 2 本規程は、平成27年10月27日に遡及して適用する。

附 則（平成29年1月27日）

- 1 本規程は、理事会で承認された日より施行する。
- 2 本規程は、平成29年1月27日に遡及して適用する。

附 則（平成30年5月14日）

- 1 本規程は、理事会で承認された日より施行する。

附 則（2020年3月25日）

- 1 本規程は、2020年3月25日より施行する。（2020年1月21日理事会で承認）

附 則（2024年9月1日）

- 1 本規程は、2024年9月1日より施行する。（2024年8月20日理事会で承認）

以上

地中熱施工管理技術者 登録申請書

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

地中熱施工管理技術者の登録を申請いたします。

申請年月日 年 月 日

※登録番号			※交付日	年 月 日	
ふりがな			性別		
氏名	姓	名		男・女	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満年齢 歳)				
登録区分	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級	申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 ⇒ 受験番号 () <input type="checkbox"/> 更新 ⇒ 登録番号 () <input type="checkbox"/> 延長 ⇒ 登録番号 ()		
(ふりがな) 現住所	〒 — (建物名等・部屋番号)				
電話番号 メールアドレス	— —		自宅・呼出・携帯		
(ふりがな) 勤務先名称					
(ふりがな) 勤務先所在地	〒 — (建物名等・部屋番号)				
電話番号 メールアドレス	— —		(内線番号)		
案内郵送先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先	メール連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先		
「登録状況」への掲載	<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない	承諾の場合、地中熱利用促進協会のホームページに <u>所属会社ごとの登録技術者数</u> を集計して掲載いたします。			

更新講座受講

受講形態:	<input type="checkbox"/> 会場受講 ・ <input type="checkbox"/> 動画配信受講	
テキスト:	<input type="checkbox"/> 持参(購入済または予定) <input type="checkbox"/> 購入申込(会場渡し 冊、郵送 冊)	購入希望者は受講料とあわせてご入金ください。 テキスト代(1冊) 郵送 4,830円 会場渡し 4,400円

地中熱施工管理技術者 登録申請書作成上の留意事項

1. 筆以外の黒または青字の筆記用具を使用し、文字は楷書で正確に記入すること。(パソコン等による作成可)
2. ※印欄は記入しないでください。
3. 勤務先名称、所在地、電話番号は、会社等の名称、支店や所属部署等の名称とその電話番号も記入して下さい。

私は上記事項について、虚偽の記載をせず、事実を隠蔽しないことを誓います。

年 月 日 氏名 印

※注：写真、振替払込受付証明書は、2枚目に貼付して下さい

写 真 貼 付 欄

のりしろ	のりしろ
年 月 日撮影	

1. 縦 3 cm×横 2.5 cm
脱帽・正面上半身のもの
2. 上部のりしろに貼付
3. 撮影後 6 ヶ月以内
4. 不鮮明なものは無効
5. カラー・白黒とも可
6. 写真裏面に氏名を記入

振替払込受付証明書

振替払込受付証明書

登録証・携帯登録証再交付申請書

年 月 日

〒

住所 _____

TEL : _____

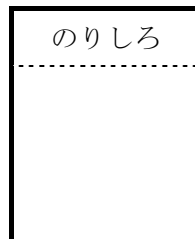
申請者 _____

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

下記の理由により、地中熱施工管理技術者登録証・携帯登録証の再交付を申請致します。

1. 再交付申請理由	
2. 再交付登録証	登録証 ・ 携帯登録証
3. 資格種別	一級 ・ 二級
4. 破損または紛失した年月日	年 月 日
5. 登録番号	
6. 有効期限	年 月 日
7. 合格年月日	年 月 日
8. 所属名	

写真貼付欄



年 月 日撮影

1. 縦3 cm×横2.5 cm
脱帽・正面上半身のもの
2. 上部のりしろに貼付
3. 撮影後6ヶ月以内
4. 不鮮明なものは無効
5. カラー・白黒とも可
6. 写真裏面に氏名を記入

変更届出書

年 月 日

〒

住所 _____

TEL : _____

申請者 _____

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

登録証記載事項に下記のとおり変更が生じたため、登録証・携帯登録証を添えて届け出ます。

登録番号			
氏名			
(ふりがな) 現住所	〒 _____ (建物名等・部屋番号)		
電話番号	_____	_____	自宅・呼出・携帯
メールアドレス			
(ふりがな) 勤務先名称			
(ふりがな) 勤務先所在地	〒 _____ (建物名等・部屋番号)		
電話番号	_____	_____	(内線番号)
メールアドレス			
案内郵送先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先	メール連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先
「登録状況」への掲載	<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない	承諾の場合、地中熱利用促進協会のホームページに <u>所属会社ごとの登録技術者数</u> を集計して掲載いたします。	

(留意事項)

1. 該当する変更事項のみ記入すること